

日 調 連 発 第 1 0 9 号
平 成 3 0 年 8 月 2 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士法人設立の手引の送付について（お知らせ）

平成 15 年 7 月 30 日付け日調連発第 165 号をもって送付しました「土地家屋調査士法人設立の手引」につきまして、この度、別添のとおり改めましたので送付します。

日 調 連 発 第 1 4 3 号
平成 3 0 年 9 月 2 1 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士法人設立の手引の訂正について（お知らせ）

本年 8 月 2 日付け日調連発第 109 号をもって送付しました「土地家屋調査士法人設立の手引」
につきまして、一部訂正がありますので、訂正箇所一覧と併せて送付します。

訂正箇所一覧

頁	訂 正 箇 所	訂正前	訂正後
目次		資料 2 資格証明書交付願	資料 2 土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書
目次		追加	資料 3 土地家屋調査士法人の社員となる資格証明願
目次		資料 3 土地家屋調査士法人設立登記申請書	資料 4 土地家屋調査士法人設立登記申請書
目次		資料 4 同意書例	資料 5 同意書例
目次		資料 5 印鑑（改印）届書	資料 6 印鑑（改印）届書
2	I 7	7 民法・商法等の準用	7 民法・会社法等の準用
7	Ⅲ 3 (1) ①	1 個作成する必要があります。	1 個作成することができます。
7	Ⅲ 3 (2) ④	資料 3 を参考に申請書を	資料 4 を参考に申請書を
7	Ⅲ 3 (2) ⑤	調査士法人設立の登記の申請書には	調査士法人設立の登記の申請書（資料 4）には
8	Ⅲ 3 (2) ⑤イ	追加	申請書は資料 3。
8	Ⅲ 3 (2) ⑤ウ	これを証する書面（資料 4）	これを証する書面（資料 5）
8	Ⅲ 3 (2) ⑤オ	印鑑の届出を登記所に	印鑑の届出（資料 6）を登記所に
資料 1	第 2 条第 1 項(11)	第 2 条第 1 項(11)	第 2 条第 1 項(10)
資料 1	第 2 条第 1 項(12)	第 2 条第 1 項(12)	第 2 条第 1 項(11)

土地家屋調査士法人設立の手引

平成15年7月作成

平成30年3月修正

日本土地家屋調査士会連合会総務部

目 次

I	土地家屋調査士法人の概要	1 ページ
II	調査士法人の名称	2 ページ
III	調査士法人の設立手続	3 ページ

資料 1	土地家屋調査士法人定款作成例
資料 2	土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書
資料 3	土地家屋調査士法人の社員となる資格証明願
資料 4	土地家屋調査士法人設立登記申請書
資料 5	同意書例
資料 6	印鑑（改印）届書

I 土地家屋調査士法人の概要

1 土地家屋調査士法人とは

土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）は、土地家屋調査士法（以下「法」という。）において、土地家屋調査士業務を行うことを目的として土地家屋調査士（以下「調査士」という。）が共同して設立した法人をいうと規定されています（法第26条）。

調査士法人の組織は、無限責任社員で構成される会社法の合名会社に準じた法人形態とされています。

会社法の合名会社の特色として次のようなものが挙げられます。

- 社員は全員、会社の業務執行、代表権限を有します。
- 社員は自然人に限られ無限責任社員となります。
- 持分の譲渡が制限されます。
- 直接責任についての債権者との関係は、社員全員の無限責任です。
- 出資の方法は、労務、信用等の無形の財産の出資も可能です。
- 会社の性格は、人的会社といわれ、家族的結合の共同企業体であり、組合性が高いものです。
- 少人数の家族的企業経営に適し、企業の所有と経営は一致しています。

2 調査士法人の人的構成

調査士法人の人的構成として次の要件が必要となります。

- (1) 社員は、調査士のみであること（法第28条）。
- (2) 社員の数は、2人以上であること（法第39条第2項）。
- (3) 社員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 第42条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者（法第28条第2項第1号）
 - ② 第43条第1項の規定により調査士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前30日以内にその社員であった者でその処分を受けた日から3年（業務の全部の停止の処分を受けた場合にあっては、当該業務の全部の停止の期間）を経過しないもの（法第28条第2項第2号）
 - ③ 土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会員でない者（法第28条第2項第3号）

3 調査士法人の業務内容

調査士法人は、法第3条で規定された業務を行うことができるほか、定款に定めるところにより、法施行規則第29条で定める業務の全部又は一部を行うことができます。

4 調査士法人の業務執行

調査士法人の社員は、全て業務を執行する権利を有し、義務を負うこととされており、その権利義務を制限することはできません。したがって、社員の対外的な責任については無限連帯責任を負うこととされています。

5 社員の常駐

調査士法人は、主たる事務所とは別に従たる事務所の設置が認められています。この場合、その事務所の所在地を含む区域に設立されている調査士会の会員である社員を常駐させなければならないこととされています。

6 社員の競業禁止

調査士法人の社員は、競業禁止規定により、自己若しくは第三者のためにその調査士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の調査士法人の社員となってはならないこととされていますので留意しなければなりません（法第37条）。

7 民法・会社等の準用

調査士法人に関しては、法第41条において民法・会社法の規定、特に会社法の合名会社に関する多くの規定、その他の法律の規定が準用されており、それらの規定に従った調査士法人の経営や行動が要求されます。

II 調査士法人の名称

調査士法人の名称については、調査士法人はその名称中に「土地家屋調査士法人」という文字を使用しなければならない（法第27条）と規定されていますが、それ以外特段の制限はありません。

ところで、調査士法人の名称をめぐる問題は、依頼者の正しい判断に資する情報提供の要請と調査士及び調査士法人としての品位・信用保持の要請との間においていかに調和を図るかにあります。

したがって、誤認混同又は公序良俗に反するおそれのないよう、次に掲げる事項に配慮する必要があります。

- (1) 調査士法人の名称中には、「土地家屋調査士法人」の文字を必ず一体で用いなければなりません。また、「土地家屋調査士法人」の前又は後に、当該調査士法人の社員たる調査士の氏若しくは氏名又は他の文字を使用することができます（「土地家屋調査士法人〇〇」又は「〇〇土地家屋調査士法人」）。ただし、〇〇土地家屋調査士法人△△土地家屋調査士事務所」は、不適正とされています。
- (2) 名称中に「登記測量」「事務所」などの文字を用いることを妨げません。
- (3) 「他の文字」は、漢字、平仮名又は片仮名、ローマ字の商業登記法上認められている表記をするものとします。
- (4) 省庁その他官庁若しくはその分課又は国、都道府県、市区町村の名と紛らわしい

名称を用いることはできません。なお、「日本」「東日本」「西日本」「関東」「関西」「東京」「大阪」「千代田」「虎ノ門」「麹町」「淀屋橋」「平成」などの文字を用いることを禁止する趣旨ではありません。

- (5) 弁護士、公認会計士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、不動産鑑定士等、他の法律により認められた資格をも有する調査士が社員であっても、これらの名称を調査士法人の名称中に使用することはできません。
- (6) 社員の氏又は氏名以外の文字を用いようとするときは、調査士法人としての品位を損ない、又は公序良俗に反するおそれがある名称を用いることはできません。
- (7) 従たる事務所の名称には、主たる事務所の名称とともに、従たる事務所であることを示す文字（「〇〇事務所」）を用います。

Ⅲ 調査士法人の設立手続

調査士法人は、2名以上の調査士会の会員である調査士が共同で主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します（法第32条）。定款の作成・認証、出資金の払込みその他設立に必要な手続が終了した後、主たる事務所の所在地において登記します（組合等登記令第3条：組合等登記令において、調査士法人の登記手続もこれにより行います。組合等登記令は商業登記法等を準用しています。）。設立の登記手続は、代表社員となるべき者の申請によってすることができます（組合等登記令第25条による商業登記法第55条第1項の準用）。設立登記が完了したら、調査士会に届出をする必要があります。

1 土地家屋調査士の登録

調査士法人は調査士が共同して設立しなければならないため、定款の作成や登記の申請の前提として、個人として調査士会に入会し、土地家屋調査士の登録を受ける必要があります。

2 定款の作成

調査士法人は、土地家屋調査士業務を組織的に行うことを目的として、調査士が共同して設立する法人であり（法第26条）、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します（法第32条）。定款は、法人の目的、組織及び業務執行等に関する根本規則であって、調査士法人の設立に当たっては、必ず作成する必要があります。法第31条第1項に、「調査士法人を設立するには、その社員になろうとする調査士が、共同して定款を定めなければならない。」と規定されています。

作成した定款は、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に所属する公証人によって認証を受ける必要があります。定款の認証を受けるためには、公証役場に定款3通と社員となる調査士個人の印鑑証明書を提出する必要があります。定款認証には、株式会社や有限会社と異なり印紙税法に基づく印紙は課せられませんが、認証の手数料が5万円掛かります。原本は公証人役場で保管、調査士法人において1通を保管、設立登記申請書に1通を添付します。

定款には、絶対に記載しなければならない事項（絶対的記載事項）、記載しなければ効力を生じない事項（相対的記載事項）、及びその他社員になろうとする調査士が任意に定めることができる事項（任意的記載事項）があります。

(1) 絶対的記載事項（法第31条第3項）

① 名 称

調査士法人の名称の選択は法律で禁止されている場合、品位に欠ける場合以外原則として自由です。なお、名称中には「土地家屋調査士法人」という文字を用いなければなりません（法第27条）。

② 目 的

調査士法人の目的は、法第3条第1号、同第2号及び同第3号の規定により特定されていますので、法に規定されている文言を使用して記載することになります。なお、省令で定められた業務の全部又は一部を目的とします。

③ 事務所の所在地

調査士法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地（最小行政区画）を指します。例えば、「当土地家屋調査士法人の事務所を〇〇市に置く」と記載すれば足ります（定款には番地まで記載する必要はありませんが、記載することも可能です。）。

従たる事務所を設ける場合は、その所在地も記載することが必要です。

④ 社員の氏名及び住所

⑤ 社員の出資に関する事項

出資に関する事項には、出資の目的及びその価格と評価の標準を含みます。

ア 出資の目的：出資の対象を意味し、金銭、動産、不動産その他の財産あるいは労務又は信用のいずれでも構いませんが、これを具体的に記載することが必要です。また、出資が複数になることも可能です。

- | | |
|------------|----------------------------------|
| ・ 金銭出資 | 金額を記載します。 |
| ・ 動産出資 | 特定できるときは個々に列挙する必要はありません。金額で表します。 |
| ・ 不動産出資 | 所在場所・面積など記載します。金額で表します。 |
| ・ 労務及び信用出資 | 金額で表します。 |

既存調査士事務所の経営、調査士の無形資産である信用等をどのように評価す

るかは当事者間の契約により行います。

イ 出資の価格：金銭以外の出資の場合は金銭に見積った価格をいいます。

社員は無限責任ですから、金銭以外の出資の価格は当事者間で決めることになります。第三者の評価を受ける必要はありません。

ウ 各評価の標準：信用を目的とする出資を金銭に見積もる場合において、その評価の方法をいいます。例えば、「信用 この価格の標準〇〇円」として記載します。この場合、信用をどのように評価するのは当事者の契約上の問題です。

これらの事項を定款に記載することとしたのは、社員の持分の払戻し、利益の配当、法人解散の場合の残余財産の分配又は法人の債権者に対する各社員の負担割合を定める等の必要から求められています。ただし、社員の持分の払戻しを除いては、利益の配当、法人解散の場合の残余財産の分配又は法人の債権者に対する各社員の負担割合を出資金に応じて定めるか否かは社員間の契約事項であり、社員間でその割合などは自由に決定することとなります。

なお、社員が除名により退社したときは持分の払戻請求権を失う旨の定款の規定は、有効であるとする判決（東京高判昭40.9.28下民集16-9-1465頁）があります。

また、「この出資に関する事項」は登記事項ではありません（組合等登記令、その他法律上の規定はありません。）。

(2) 絶対的記載事項に準ずる事項

・業務の執行に関する事項

業務を執行する権限は調査士法人の社員全員にあり、その権利義務を制限することとはできません（法第35条）。

合名会社の場合と異なり、代表権限により他の社員の業務執行権限を制限することとはできません（法第41条は会社法第590条を準用していません。）。

調査士法人は、調査士でない者に土地家屋調査士業務を行わせてはなりません。

法人の代表者を特定の社員に限定することができます（法第35条の2）。代表社員は、調査士法人の経営に関する裁判上又は裁判外の一切の権限を有します（法第35条の2）。

代表者について定款に規定がなければ全員が個々に代表権を有することになります。

業務の執行とは、調査士法人の本来の業務である土地家屋調査士業務や調査士法人の経営に関する法律行為、例えば、契約締結などの行為だけではなく、帳簿の作成、使用人の管理・監督などの事実行為も含みます。

調査士法人の経営に関する事務の執行であっても、定款変更（法第34条）、持分の譲渡（会社法第585条の準用）、解散、合併等の調査士法人の組織や存立自体に関する行為は業務の執行に含まれません。すなわち、これらはいずれも総社員

の同意を必要とされている事項です。

(3) 相対的記載事項

定款に記載しなければ効力を生じないこととなる事項（相対的記載事項）としては、次のようなものがあります。ただし、②、⑥、⑦に掲げる事項は、総社員の同意がなければ定めることができません。

- ① 会社の内部関係に関する事項であって、会社法の別段の定め又は組合に関する民法の規定の適用を避けようとする事項（会社法第582条第1項の準用）
- ② 代表社員に関する定め（法第35条の2）
- ③ 社員の退社の事由
- ④ 労務又は信用出資者の退社の場合における持分の払戻しに関する規定（会社法第585条の準用）
- ⑤ 解散の事由
- ⑥ 解散の場合における会社財産の処分方法（会社法第668条第1項の準用）
- ⑦ 清算人に関する定め（会社法第655条の準用）

(4) 任意的記載事項

上記のほか、準備金に関する事項、配当期、公告方法等については、強行規定又は公序良俗に反しない限り任意にこれを定款に定めることができることとされています。

なお、通常定められる任意的記載事項には、決算期、利益の処分に関する事項等があります。

以上に掲げる事項を定款に定めたときは、社員の全員は、これに署名することが必要です。これを欠いているときには定款が無効となります。

なお、定款は公証人の認証が必要です（法第31条）。

調査士法で準用されている会社法の規定中、会社法第582条、同第585条、同第595条は「調査士法人の内部の関係」についての準用規定であり、会社法第581条、第601条、第605条は「調査士法人の外部の関係」についての準用規定です。

「内部関係」に関する規定は、法人と社員あるいは社員間の関係を規定するもので任意規定といわれています。これら条文に規定されている内容と異なる内容を総社員の総意で決めて定款の内容とすることができます。しかし、会社法第582条は強行規定とされ、これと異なる内容を定款で定めることはできません。

「外部関係」に関する規定は、法人と第三者あるいは社員と第三者の間の法律関係を規定するもので、第三者保護の観点から強行規定といわれており、定款その他においてその内容と異なる定めを行うことはできません。

また、定款において、あるいは社員間で別段の定めを行わない場合には、民法第

667条ないし第688条の規定に従うことになります。

定款では必要最低限度の事項を記載し、強行法規に反しない限り「・・・は社員総会で定める。」との文言を記載する方法で定款を作成することもできます。

3 設立の登記手続

(1) 登記前に必要な準備

- ① 職印 個人の土地家屋調査士の職印とは別に、連合会会則施行規則に定めた様式で法人の職印を1法人につき、1個作成する必要があります。また、従たる事務所がある場合には事務所ごとに1個の職印を作成することができます。
- ② 代表者印 いわゆる法人の実印のことです。代表権を有する社員ごとに印鑑を登録することができます。
- ③ 表札 連合会会則施行規則に基づいた様式で表札を作成する必要があります。

(2) 設立の登記手続

調査士法人の登記は、組合等登記令及びそれで準用する商業登記法等に従って行います。

主たる事務所の所在地を管轄する登記所に申請します。

① 登記申請人

設立登記の申請人は、社員全員又は代表すべき社員がいるときはその者が行います（組合等登記令第16条）。社員以外の代理人（司法書士等）による申請も可能です。

② 登記申請期間

設立に必要な手続が終了してから二週間以内（組合等登記令第2条）です。

③ 登記事項（組合等登記令第2条）

設立登記の登記事項は、次のとおりです。

ア 名称

イ 主たる事務所の住所及び従たる事務所がある場合はその住所（定款の記載事項である所在地とは異なり、その所在の場所を指すものであるから、登記申請書には所在番地までを記載しなければなりません。）

ウ 目的（定款の記載と同じ目的を記載します。）

エ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

オ 社員（調査士法人を代表すべき社員を除きます。）の氏名及び住所

④ 登記申請書

資料4を参考に申請書を作成します。

⑤ 登記申請時の添付書類

調査士法人設立の登記の申請書（資料4）には、次の書類の添付が必要です。

- ア 定款（公証人の認証を得たもの）（資料１）
- イ 調査士であること及び法第２８条第２項第１号、同第２号及び同第３号に該当しないことの証明書（資料２）。申請書は資料３。
- ウ 社員中法人を代表すべき者を定めたとき（法３５条の２）はこれを証する書面（資料５）を添付します。定款でこれを定めたときはその書面添付を省略して「定款の記載を援用する。」と記載します。
- エ 代理人により申請する場合は委任状
- オ 登記の申請書に押印すべき者、すなわち、登記の申請義務のある者（例えば、法人を代表すべき社員）が、設立登記の申請と同時に印鑑の届出（資料６）を登記所にしなければなりません（組合等登記令第２５条による商業登記法第２０条の準用、商業登記規則第９条）。
届出用紙に印鑑を押印し、届出者の印鑑証明書を添付する必要があります。

〔従たる事務所の登記〕

なお、設立と同時に、従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に設置した場合のその従たる事務所で行う登記は、主たる事務所の所在地で設立登記をした後に、その登記をしたことを証する書面（登記事項証明書）を添付して二週間内に申請します（組合等登記令第１１条第１項第１号）。

従たる事務所の所在地において申請する場合には、主たる事務所所在地における登記を証する書面を添付するだけでよいこととされています（組合等登記令第２５条による商業登記法第４８条の準用）。

４ 調査士会・日調連への届出

設立登記した調査士法人は、当然その事務所所在地の調査士会の会員となりますので、設立の日（登記年月日）から２週間以内に法人の定款の写しや登記事項証明書を添付して日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）へ法人設立の届出（法５３条第６号）をするとともに調査士会へ入会届を提出しなければなりません。連合会への届出は調査士会を経由して提出することになります。

また、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の調査士会及び連合会に届け出が必要となります（法第３４条第１項）。

〇〇土地家屋調査士法人定款(作成例)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、〇〇土地家屋調査士法人と称する。

【解説】調査士法人の名称については、調査士法人はその名称中に「土地家屋調査士法人」という文字を使用しなければならないと規定されていますが、それ以外特段の制限はありません。

(目 的)

第 2 条 当法人は、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- (2) 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
- (3) 前号の手続に関する審査請求の手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成
- (4) 筆界特定の手続についての代理
- (5) 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成
- (6) 土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続であって当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理
- (7) 前各号に掲げる事務についての相談
- (8) 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の境界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務
- (9) 土地の境界の資料及び境界標を管理する業務
- (10) 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務
- (11) 前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務

【解説】個々の調査士法人あった業務目的を記載しますが、第三者に分かりやすい業務内容を記載すべきです。また、将来実施予定の業務目的（この事例ではいわゆる ADR 業務）についても記載することは、問題ありません。

(事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市に置き、従たる事務所を次の地に置く。

(1) △△県▽▽市

【解説】本作成例では従たる事務所を設置した場合です。主たる事務所のみの場合は、「当法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市に置く。」となります。

第2章 社員及び出資額

(社員の氏名、住所及び出資)

第4条 当法人の社員の氏名及び住所並びに出資の目的、金額及び評価の標準は、次のとおりである。

氏 名 調査士 太郎

住 所 △△県▽▽市A町1番地1

金 銭 出 資 金1,000,000円

信用及び労務 この評価の標準1年 金1,000,000円

氏 名 甲野 次郎

住 所 △△県〇〇市C町2番10号

金 銭 出 資 金2,000,000円

信用及び労務 この評価の標準1年 金1,000,000円

【解説】各社員の出資の目的、価格を記載します。この作成例のほか、不動産による出資も可能です。

(持分譲渡の制限)

第5条 当法人の社員は、その持分の全部又は一部を他人に譲渡するには、他の社員の全員の承諾を得なければならない。

【解説】社員の持分の全部又は一部の譲渡に関する定めです。

(競業禁止)

第6条 当法人の社員は、自己若しくは第三者のために法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の土地家屋調査士法人の社員となることはできない。

【解説】社員が他の法人の社員となることができない競業禁止に関する定めです。

(社員法人間の取引)

第7条 当法人の社員は、他の社員の過半数の決議があつたときに限り、自己又は第三者のために法人と取引をすることができる。

【解説】社員が他の社員との取引に関する定めです。

(新加入社員の責任)

第8条 当法人の設立後加入した社員は、その加入前に生じた法人の責務についても責任を負うものとする。

【解説】法人の責務に関する社員の責任に関する定めです。

第3章 法人の代表

(代表社員)

第9条 当法人を代表すべき社員は○名とし、社員の中から総社員の同意をもってこれを定める。

【解説】代表すべき社員は、社員全員でもかまいません。その場合はこの条文を削除してください。

(業務及び財産の状況の報告義務)

第10条 代表社員は、他の社員の請求があるときは、何時でも、法人の業務及び財産の状況を報告しなければならない。

【解説】代表社員への法人の業務及び財産の状況の報告に関する定めです。

第4章 業務の執行及び定款の変更

(業務の執行)

第11条 当法人の社員は、全て業務を執行する権利を有し義務を負う。

【解説】業務を執行する権限は調査士法人の社員全員にあり、その権利義務を制限できません。

(定款の変更)

第12条 定款の変更をするには、総社員の同意を要する。

【解説】定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を主たる事務所の所在地の調査士会及び連合会に届出が必要

第5章 社員の入社及び退社

(加入)

第13条 新たに社員を加入させるには、総社員の同意を得なければならない。

【解説】法人設立後の社員の加入に関する定めです。

(やむを得ない事由のある場合の脱退)

第 14 条 各社員は、やむを得ない事由があるときは、何時でも、脱退することができる。

【解説】 法人設立後の社員の脱退に関する定めです。

(脱退事由)

第 15 条 前条及び持分の差し押さえられた場合のほか、社員が土地家屋調査士法第 38 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当したときは脱退する。

【解説】 社員の法定脱退に関する定めです。

(除名、業務執行権又は代表権の喪失)

第 16 条 当法人は、社員につき次の事由があるときは、他の社員の過半数の決議をもって、その社員の除名又は代表権の喪失の宣告を裁判所に請求することができる。

- (1) 出資の義務を履行しないとき。
- (2) 第 6 条の規定に違反したとき。
- (3) 業務を執行するに当たり不正の行為をし又は権利なくして業務の執行に関与したとき。
- (4) 法人を代表するに当たり不正の行為をし又は権利なくして法人を代表したとき。
- (5) その他重要な義務を尽さなかったとき。

2 当法人は、社員が法人を代表するについて著しく不適任であるときは、前項の規定に従い、その社員の代表権の喪失の宣告を裁判所に請求することができる。

【解説】 金銭による払戻に関する定めです。

(除名社員と法人間の計算)

第 17 条 除名されて脱退した社員と当法人との間の計算は、除名の訴えを提起した時における当法人の財産の状況に従ってこれをなし、かつ、その時から法定利息を賦するものとする。

【解説】 除名されて脱退した社員と法人との間の計算に関する定めです。

(除名以外の事由による脱退社員に対する持分の払戻)

第 18 条 前条以外の脱退社員に対しては、脱退当時における当法人の財産の割合によってその持分を払い戻すものとする。

【解説】 脱退した社員の持分の払戻しに関する定めです。

(金銭による払戻)

第 19 条 脱退社員の持分払戻は、その出資の目的のいかんにかかわらず金銭をもってするものとする。

【解説】脱退した社員の金銭による払戻に関する定めです。

第 6 章 計 算

(営業年度)

第 20 条 当法人の営業年度は、毎年〇〇月〇日に始まり翌年〇〇月〇〇日に終るものとする。

【解説】営業年度に関する定めです。

(計算書類の承認)

第 21 条 代表社員は、毎営業年度の終において、次に掲げる書類を各社員に提出して、その承認を求めなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 営業報告書
- (4) 損益計算書

【解説】計算書類の承認に関する定めです。

(損益分配の割合)

第 22 条 各社員の損益分配の割合は、その出資額による。

【解説】社員への損益分配の割合に関する定めです。

第 7 章 解 散

(解散の事由)

第 23 条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 定款に定める理由の発生
- (2) 総社員の同意
- (3) 他の土地家屋調査士法人との合併
- (4) 破産
- (5) 解散を命ずる裁判
- (6) 土地家屋調査士法第 4 3 条第 1 項第 3 号の規定による解散の処分
- (7) 土地家屋調査士法第 3 9 条第 2 項の規定に該当することとなったとき。

【解説】相対的記載事項の解散に関する定めです。

(合 併)

第 24 条 当法人が合併をするには、総社員の同意を得なければならない。

【解説】相対的記載事項の合併に関する定めです。

第 8 章 清 算

(清算方法)

第 25 条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は規定により、総社員の同意をもってこれを定める。ただし、次条及び法律の規定により総社員又はその選任した者において清算することを妨げない。

2 清算人の選任及び解任は、社員の過半数をもってこれを決める。

【解説】相対的記載事項の清算方法に関する定めです。

(残余財産の分配の割合)

第 26 条 残余財産は、各社員の出資額に応じて分配する。

【解説】相対的記載事項の残余財産の分配に関する定めです。

第 9 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 27 条 この定款に定めのない事項は、全て土地家屋調査士法その他の法令の定めるところによる。

【解説】定款に定めのない事項についての法令の準拠に関する定めです。

以上、〇〇土地家屋調査士法人を設立するためこの定款を作成し、各社員がこれに記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

代表社員

調査士 太郎

個人
実印

社員

甲野 次郎

個人
実印

※本作成例は参考であり、法人ごとに加筆・修正の上、ご使用願います。

土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書

所属する土地家屋調査士会

土地家屋調査士会

土地家屋調査士登録番号

第

号

事務所所在地

住 所

氏 名

土地家屋調査士法第 3 条第 2 項の認定の年月日及び認定番号

平成

年

月

日認定

認定番号 第

号

上記の者は、下記のすべて条件を満たす者であり、土地家屋調査士法人の社員となる資格を有する者であることを証明する。

記

- 1 現在、土地家屋調査士法第 42 条の規定による業務停止の処分を受けていない。
- 2 過去 3 年以内に土地家屋調査士法第 43 条第 1 項の規定による解散の処分を受けた土地家屋調査士法人において、処分の日以前 30 日以内にその社員であったことはない。
- 3 土地家屋調査士法第 43 条第 1 項の規定による業務の全部の停止の処分を受け、現在もその停止期間中である土地家屋調査士法人において、処分の日以前 30 日以内にその社員であったことはない。
- 4 日本土地家屋調査士会連合会に備える土地家屋調査士名簿に 土地家屋調査士会の会員として登録されている土地家屋調査士である。

平成

年

月

日

日本土地家屋調査士会連合会

会 長

⑨

(注) 土地家屋調査士法第 3 条第 2 項の認定の証明が不要のとき、又は認定を受けていない者の証明書には、当該部分は記載しない。

平成 年 月 日

日本土地家屋調査士会連合会会長 殿

所属する土地家屋調査士会

土地家屋調査士会

登 録 番 号

第 号

事務所所在地

住 所

氏 名

職印

(土地家屋調査士法第 3 条第 2 項の認定の年月日及び認定番号)

平成 年 月 日認定 認定番号 第 号

(設立予定法人・法人) の名称

(設立予定地の・所属する) 土地家屋調査士会 土地家屋調査士会

土地家屋調査士法人の社員となる資格証明願

私は、下記の条件のすべてを満たす者であり土地家屋調査士法人の社員となる資格を有する者であることの証明書 通を交付願います。

記

- 1 現在、土地家屋調査士法第 42 条の規定による業務停止の処分を受けていない。
- 2 過去 3 年以内に土地家屋調査士法第 43 条第 1 項の規定による解散の処分を受けた土地家屋調査士法人において、処分の日以前 30 日以内にその社員であったことはない。
- 3 土地家屋調査士法第 43 条第 1 項の規定による業務の全部の停止の処分を受け、現在もその停止期間中である土地家屋調査士法人において、処分の日以前 30 日以内にその社員であったことはない。
- 4 日本土地家屋調査士会連合会に備える土地家屋調査士名簿に 土地家屋調査士会の会員として登録されている土地家屋調査士である。

土地家屋調査士会

確認者

印

(注) 1 土地家屋調査士法第 3 条第 2 項の認定の証明が不要のとき、又は認定を受けていない者は、当該部分は記載しないこと。

2 ()内の不要の文字は消すこと。

土地家屋調査士法人設立登記申請書

1. 名 称 ○○土地家屋調査士法人 (注1)
1. 主たる事務所 ○○県○○市○○丁目○○番○○号 (注2)
1. 登記の事由 平成(新元号)○○年○月○日設立手続終了
1. 登記すべき事項 別紙のとおり (注3)
1. 添付書類
- | | |
|---|-----|
| 定款 (注4) | 1 通 |
| 社員が土地家屋調査士であることを証する
書面 (注5) | 何通 |
| 社員の氏名及び住所を証する書面
ただし、定款の記載を引用する。 (注6) | |
| 代表権を有する者の資格を証する書面 (注7) | 1 通 |
| 委任状 (注8) | 1 通 |

上記のとおり登記の申請をする。

○○○○年○○月○○日

○○県○○市○○丁目○○番○○号
申請人 ○○土地家屋調査士法人

△△県▽▽市A町1番地1
(注9) 代表社員 調査士 太郎 社印

○○県○○市▽▽丁目▽▽番▽▽号
※ (注10) 申請代理人 乙野 一郎 印

○○地方法務局○○支局 御中

- (注1) 名称中には土地家屋調査士法人という文字を使用しなければならない。
- (注2) 従たる事務所がないときは、単に「事務所」と記載する。
- (注3) 登記すべき事項は、組合等登記令第2条各号所定の事項を記載する。
- (注4) 土地家屋調査士法人の設立の登記申請書には定款を添付しなければならないが、この定款は、土地家屋調査士法第31条第2項において準用する会社法30条第1項の規定により公証人の認証を受けなければならない。
- (注5) 土地家屋調査士法人の社員は、土地家屋調査士でなければならない(土地家屋調査士法第28条第1項) ところから、土地家屋調査士法人の設立の登記の申請書には、社員が土地家屋調査士であることを証する書面を添付しなければならない。土地家屋調査士法人の社員となる資格者であることを証する書面としては、日本土地家屋調査士会連合会会長が発行する土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書が、この書面に該当する。
- (注6) 社員の氏名及び住所は、定款の記載事項とされている(土地家屋調査士法第31条第3項4号) ので、定款の記載を引用することができる。
- (注7) 定款又は総社員の同意をもって、代表権を有する者として代表社員を定めたときは、その定款又は総社員の同意書(資料4) を、代表権を有する者の資格を証する書面として添付する。
- (注8) 代理人によって登記を申請するときは、その代理権限を証する書面として添付する。
- (注9) 土地家屋調査士法人設立登記は、法人を代表すべき社員の申請によってする。
- (注10) 代理人によって登記を申請するときは、代理人の氏名及び住所を記載する。

同意書

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇土地家屋調査士法人の代表社員に、△△県▽▽市A町1番地1
調査士 太郎 を選任すること並びに主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇丁目
〇番〇号、従たる事務所を△△県▽▽市〇〇丁目〇番〇号に置くことに同意
する。

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号
〇〇土地家屋調査士法人

代表社員 調査士太郎 印

社員 甲野 次郎 印

印鑑（改印）届書

※ 太枠の中に書いてください。

(地方)法務局		支局・出張所		平成	年	月	日				
(注1) (届出印は鮮明に押印してください。)		商号・名称									
		本店・主たる事務所									
		印鑑提出者	資格	代表取締役・取締役・代表理事 理事・（ ）							
			氏名								
			生年月日	大・昭・平・西暦		年		月		日	
☐ 印鑑カードは引き継がない。 ☐ 印鑑カードを引き継ぐ。		会社法人等番号									
(注2)	印鑑カード番号										
	前任者										
届出人 (注3)		☐ 印鑑提出者本人		☐ 代理人							
住 所											
フリガナ											
氏 名											
委任状 私は、(住所) _____ (氏名) _____ を代理人と定め、印鑑(改印)の届出の権限を委任します。 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 住 所 _____ 氏 名 _____ (注3)の印 印 [市区町村に登録した印鑑]											
☐ 市区町村長作成の印鑑証明書は、登記申請書に添付のものを援用する。(注4)											
(注1) 印鑑の大きさは、辺の長さが1cmを超え、3cm以内の正方形の中に収まるものでなければなりません。											
(注2) 印鑑カードを前任者から引き継ぐことができます。該当する□にレ印をつけ、カードを引き継いだ場合には、その印鑑カードの番号・前任者の氏名を記載してください。											
(注3) 本人が届け出るときは、本人の住所・氏名を記載し、 市区町村に登録済みの印鑑 を押印してください。代理人が届け出るときは、代理人の住所・氏名を記載、押印(認印で可)し、委任状に所要事項を記載し、本人が 市区町村に登録済みの印鑑 を押印してください。											
(注4) この届書には作成後3か月以内の 本人の印鑑証明書 を添付してください。登記申請書に添付した印鑑証明書を援用する場合は、□にレ印をつけてください。		印鑑処理年月日									
		印鑑処理番号		受	付	調	査	入	力	校	合